

### コモンズと只見の共同利用資源④

#### ― 共有林を利用したナメコ栽培 ―

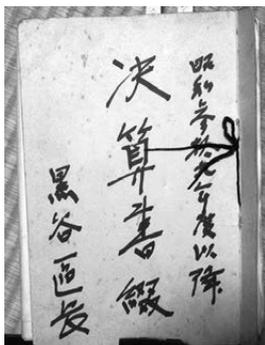
今回は、黒谷区の資料を手掛かりに、昭和三〇年代から四〇年代ころの原木ナメコ栽培を取り上げます。黒谷区の区域内には、八千ヘクタールを超える国有林のほか、朝日財産区が保有する林野や黒谷林野会が保有する共有林が広がっており、只見町の集落のなかでは林野面積がもっとも広い集落の一つです。前号までに紹介した叶津区や蒲生区の林野利用では、ゼンマイの採集が突出してさかんなことが特徴でした。しかし、黒谷区ではゼンマイのほかにも、原木ナメコ栽培や立木販売がさかんで、多様な林野利用がみられたのが特徴だと思われまます。

最初に、黒谷区の昭和三九年から五二年までの「決算書綴」という資料から、昭和三九年決算の「収入の部」のなかに「なめこ栽培収入」という項目に次のように記載されています。

なめこ栽培収入計 一〇四、二五〇円  
委託栽培採取料 七名 一九、六〇〇円  
委託栽培新規契約保証金 一〇名 六一、〇〇〇円  
直営栽培地内売渡金 三名 二三、六五〇円  
同じ資料のなかに、この年の黒谷区のゼンマイ採取料は五七、三四〇円、区費収入の総計は四一、六六五円と記載されているので、ナメコ栽培収入が区費収入総計に占める割合はゼンマイのそれよりも大きく、区費全体の四分の一ほどを占めていたことがわかります。

次、ナメコ栽培収入の内訳が意味するところを示す資料として、昭和三三年の「なめこ栽培地契約書綴」という資料を見ます。この資料には、黒谷区と区民の間で交わされたナメコ栽培契約の内容が記載されているので、やや長くなりますが引用します。

なめこ栽培管理委託契約書 栽培委託者 黒谷なめこ栽培組合 黒谷区 長菅家茂（以下甲とする） 栽培受託者 〇〇〇〇（以下乙とする）  
右甲乙間に於て先余項に基きなめこ栽培管理委託の契約をした。  
一、甲は朝日村其他よりなめこ栽培のため取得している後記の土地内に存在する既存の伐風倒木並に伐根につきなめこの栽培管理を乙に委託するものとする。  
二、本契約の期間は本契約の日より満八ヶ年とする。但し甲乙両者の協議により期間は延長短縮出来るものとする。  
三、本契約と同時に乙はその権利金として金（二千元也）※を甲に支払うものとする。  
四、乙は本契約期間中毎年受託栽培地域内のなめこ採取見込金額の百分の五に相当する金額を採取の始めに甲に支払うものとする。（以下省略）  
※【一】内には契約内容に応じた金額が記入される  
この契約書から、（一）ナメコ栽培には伐倒木と風倒木、および伐根が用いられていたこと、（二）一般的な契約期間、すなわちナメコ植菌後の採取期間は八年間であったこと、（三）決算書の「委託栽培新規契約保証金」は期間のはじめに区民が区に対して支払う権利金だったとみられること、（四）決算書の「委託栽培採取料」は期間中の区民のナメコ栽培収入となる採取見込金額の百分の五に相当する金額であったこと、などがわかります。昭和三九年から五二年の「決算書綴」から委託栽培採取料の金額を追うと、昭和三九年には



黒谷区の「決算書綴」  
（昭和39～52年度）